

雜集 文久壬戌二 鈴木大 共七冊

抄録了 十一

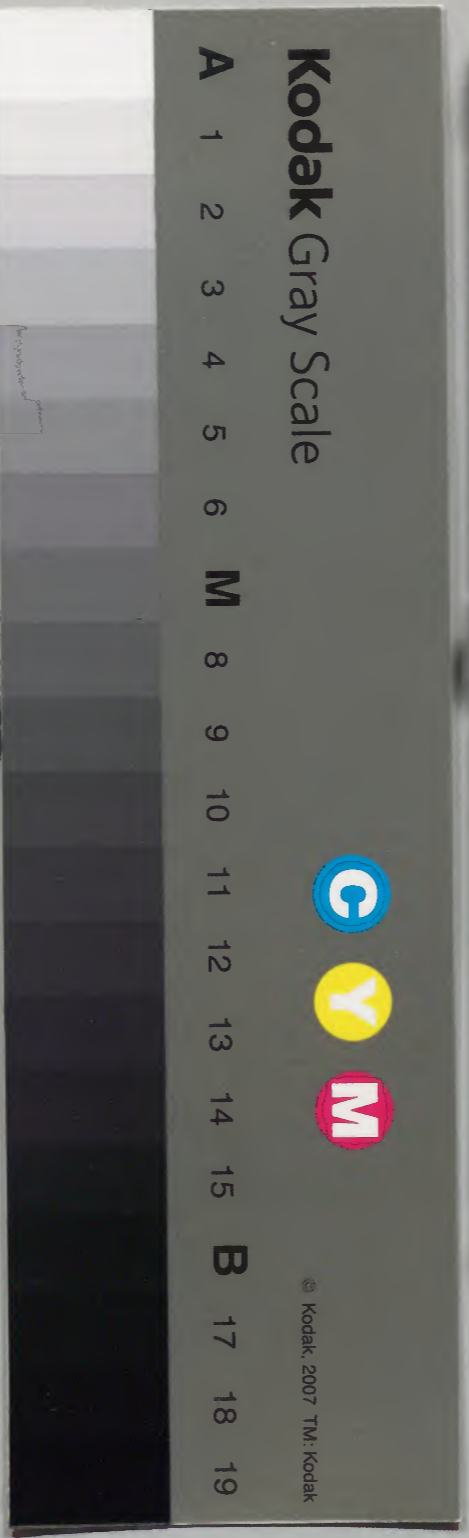
和書門			
三六〇	二二四	三六〇	函一號
三八	冊架	冊架	類

庫文閣内		和書
一五	三五・五	函一號
二	三八	冊架

閣 24

内閣文庫	
番號	和 36051
冊數	38 (11)
函號	150 155

史



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり
綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

英吉利人の返書

格

額利大匠極外公使全權兼ニニストル王

セルレニニールセルフフォルトアールコック

貴國身二月十七日附二十号出給書海子披見其由國
女王一プリンゼ子ラルなる王國殿下フラスアルベル千
ユスアウキユス千ユスカールエルエマニ子ル氏者身十二月十四日
達行せし事一有痛札を奉つたされし由り
致され女王殿下に御論を國に臣民ともに然嘆せ
る候事一奉り此致は古おありても違傳いし
右致傷に悔之其味と申しなるは是傳

文久二年二月四日

大田方如書花押
安藤對馬守 日

佛蒙西人の返書

佛蒙西國全權三三下ルニキセルレシトセシテベリルニ
貴國二月廿四日附出御札見貴國教堂抄ありて
説法多しと云 我國人立入ルを神堂門を閉ぢ捕
へり多し伴中越す教番細引遊り内をめぐ
志共全くと云云云云在彼中守心後公は遠く其之
中彼に放ち去る人あり者殿神堂門を閉じ命をさ
下し如貴國宗旨守向後日本に説法心説法公安
言中越され書細り遊せり神堂門を閉じ儀は彼我
等信者多し遊りて互々之他を求むる事ニ何れも
如我國人外國に説法公人より遊りし如貴國全殺

立入者亦去別疑小庵を事なげ建は先免しぬ
此後櫻其法場立入りとの名捕及吟味其法
兼ら公命書に在り貴國にありて修業し我
民を親せむる事なす。彼我果たる貴國説法
場所公向後我國人立入る事拒止あり是迄
在りし我國民公の遠く亦智を著る事なす
多し。我亦おありともありし事なす。右書出り
家如公は洋果謹云

文久二戊午二月五日

久世——花押
安藤——日

萊吉利人の返書

萊吉利人の返書

使 欽利右近無極外公儀全權兼三ニストルエキセル

レニレールセルフールトアルコック

以出物中入合殺之... 欽利右近無極外公儀全權兼三ニストルエキセル
レニレールセルフールトアルコック
以出物中入合殺之... 欽利右近無極外公儀全權兼三ニストルエキセル
レニレールセルフールトアルコック

文久二年戊二月七日

久世古知馬社押

戊戌月廿三日 杉平去修...

吉村豊四
大石 高
弘光 隆
安宅 隆
坂本 隆
伴村 隆

在名... 欽利右近無極外公儀全權兼三ニストルエキセル
レニレールセルフールトアルコック

去後書信の如きは神のまゝに多敷に
古物しゝるは味気なきはなりし如
くは其の如し
甲子年

甲子年

甚良年

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

政罷已行は似や後日と名ふは古物也
一書是に於て亦本是は帝陛下の如し
内行台も憚は有るなりし如し
甲子年夕刻同和書札の如し
上陸は徳兵衛の尾分が解浦に在り
東清朝上海迄の明末長髪は又ハ
州浙江の地敷に里と名を據標
ル男の子に降り其餘老幼共悉く
凡長毛ノ兵三三万アリ其佛
不置セントスルナルベシ長毛
不堪清朝又幼主新立
今年元月ナリ

以官進民ヲ虐ス豪傑ノ士アリト虽氏不用可惜方今過半ハ
長毛ニ合シテ乱ヲナスト云ヘリ宣シテ鑑トナスベキカ
一方今清朝ニテモ戦争ニ申膏ヲ不用由ナリ
一方不逞節大陽殆頭ニ来ル陸地夜堂火ヲ見轟聲ヲ聞
夏秋一時ニ見ル

一 同廿日同出帆同月廿九日中印度セイロン島ノコト此港名北
年東経ハ十二入ル釈迦降誕ノ地今ニ釈氏アリ我朝ノモノト相似
度余ナリ 夕リ昨二十九日ヨリ上陸旅舎ニ宿ス白昼ノ暑八十三四度ナリ明日
ハ出帆ト聞リ俄ニ法用状ノ出ルヲ聞キ此由及、相頼立ナカラ
執筆迄ル今ヨリ二十日午ヲ経テ西紅海と地中海ノ狭隘
ヲ越エ三月中旬ニオ一ニフランス國ニ到着トノ事ナリ此ノ頃叙

ハ審カニ分リテナリ使節申款ニ帰急カシ候間今年暮カ
又ハ来早春ニハ帰期ニ成可申候
一 アメリカ南北ノ戦ハ先攻ニ新守前後は考合マレ下ル紅毛國
ハ加勢ヲ乞フ使者ヲ北部ヨリ口ニシトシ奪ヒ候テ憤リ紅毛國將兵
ヲ發シ可申候者云ル
一 先日新嘉坡、入津ノ前日船中俄ニ大砲、彈丸ヲ裝ヒシ
有之是前案ノ誤ニテ品ニヨリアメリカ國ノ軍船同所ニアツテ
戦争ヲ始メシニモヤトノ変ナリ然ルニ事ナシ
一 歐羅巴諸州巡行間ニ諸般ノ奇事アルベシ事收便ニ可
トニ隨時は保護ヲ祈ル此一書は院長ト一、片附カレ
下物矣ト名也ト云る事終は此ハ陋生を考ニ云々候

トコルニカノ間ヲ経テフランスノ海岸ナルセルレ区ニ到着シ
由古守中ハ秋道程ニ七八日ノ由ナリ左スレバ當月終末ニ佛
國着ニ成可申次ニ英國和茶フロイセビヲ経テ魯西亞ニ至
リ又佛國ニ帰回國ノ船ニテオルトカニハ至リ再同路ヨリ
復國ト云フテ之傳此後使節而兩都大坂西港并信長
期之至ナリハ後ニ由古守多分行コレ申マシクト云フ時
ナリ

一揚子も尺波ハ萬一ト云々通リ一寸心批中後考居り均
也出テト云々通リ如クも多事ニテ困入ルル也成丈ト
守節ニ考々勤めりし積リ只力ハ海内中ニテ格別ノ事モ定
ムル由也此ハ珍事モ取及可ト云々考ル

一物云々は我ニ至ル本棉種如クソテ船中ニテ取ル者
山ナキ無量積青山ニ危波内木棉木ニテ取ルル由也

一長島藩ニ取ルル同ニ長徳村ト云々植ル而徳ノ綿ト云々
し由也ハ余程實充方々取由は存ルルハ之程取ルル
取中ニ至ルも倉料取入ルル由ヨリ一兩程取ルル由也
市心批携取ルル其名ハヤムスラトテ薩ヲ芋ノ如ク形ニ
ノ味ニ自生芋与ルル同シノ日也ニモ取ルル由也
芋ノ如ク農家ホノ食ヲ是レ有テ思ハレシヤル由也船中ニ
肥前藩石黒貫ニ与ルル人余密取ルル芋木培養分ニ穿
鑿シテ其念波是レ取ルル由也

... 百廿二

...

...

[Faint bleed-through text from the reverse side]

加多同白

思君在是... 切都...

...

... 初...

...

... 思君...

...

...

中山之帥
白紙阿三位右衛門

同日再于石見上

品与并侍從

久世三位

法用多二石是也思石是也

櫻地守中將

由德物所出之思石是也

子統少將

思石是也二石是也

留之守中將

思石是也百石是也

若倉少將

思石是也二石是也

大典侍局

新番侍局

長橋局

思石是也初半

少將 内侍

衛門 内侍

初半之限

...

夫朝の 福をたまふに心を尽する忠臣に於て其の功も亦た
法外に存を授くる者多し故に 奉封の孤を以て法外に成す事ありし也
と其在法外に存し心有る民奉封して法外に成す事ありし也
何事法外に存す事多し故に 奉封の孤を以て法外に成す事ありし也
存して法外に成す事多し故に 奉封の孤を以て法外に成す事ありし也
在りし奉封の孤を以て法外に成す事ありし也
亦法外に成す事多し故に 奉封の孤を以て法外に成す事ありし也
奉封の孤を以て法外に成す事ありし也

戊子百首 奉公傳假能之終也 此并名多能夜之終也

美字假アールツツ
日考紀實エースケン
日考新友 アレオサセドレ
美字假アールツツ
日考紀實エースケン
日考新友 アレオサセドレ
美字假アールツツ
日考紀實エースケン
日考新友 アレオサセドレ
美字假アールツツ
日考紀實エースケン
日考新友 アレオサセドレ

一 奉公傳假能之終也
一 日考紀實エースケン
一 日考新友 アレオサセドレ

一兩方は法園のやまをり

一今日之世は道徳は法園に思ふ如くは是れは文明の世なり

一法園の世は

一昨日の世は

一昨日の世は引を御しお尋しとて是れは又思ふ如くは是れは文明の世なり

一昨日の世は

一昨日の世は引を御しお尋しとて是れは又思ふ如くは是れは文明の世なり

一昨日の世は

一昨日の世は

一昨日の世は

一昨日の世は引を御しお尋しとて是れは又思ふ如くは是れは文明の世なり

一昨日の世は

一昨日の世は

一昨日の世は引を御しお尋しとて是れは又思ふ如くは是れは文明の世なり

一昨日の世は引を御しお尋しとて是れは又思ふ如くは是れは文明の世なり

一昨日の世は引を御しお尋しとて是れは又思ふ如くは是れは文明の世なり

一昨日の世は

一昨日の世は引を御しお尋しとて是れは又思ふ如くは是れは文明の世なり

一昨日の世は

一昨日の世は引を御しお尋しとて是れは又思ふ如くは是れは文明の世なり

一昨日の世は引を御しお尋しとて是れは又思ふ如くは是れは文明の世なり

一昨日の世は引を御しお尋しとて是れは又思ふ如くは是れは文明の世なり

一昨日の世は引を御しお尋しとて是れは又思ふ如くは是れは文明の世なり

一 此は古くは... 法... 成... 招... 法... 也

一 昨日神楽の古くは... 神... 子... 以... 日... 大... 神... 也

一 是も限引替... 今... 事... 所... 有... 事... 也

一 来り毎日三... 十... 引... 換... 成... 事... 也

一 四... 十... 引... 換... 成... 事... 也

一 一... 十... 引... 換... 成... 事... 也

一 一... 十... 引... 換... 成... 事... 也

一 一... 十... 引... 換... 成... 事... 也

一 一... 十... 引... 換... 成... 事... 也

一 一... 十... 引... 換... 成... 事... 也

一 一... 十... 引... 換... 成... 事... 也

一 一... 十... 引... 換... 成... 事... 也

一 一... 十... 引... 換... 成... 事... 也

一 一... 十... 引... 換... 成... 事... 也

甲子年

一 是に亞米利加候にコレニルツシトモ新コレニルツツセル際年
付交代

一 新コレニルツシル如是に止るトモ尤も家形も同様に
し申神事も其多し候中其出ハ控度引候候事

一 佛事西コレニルツシル如是に候事

但し其考名控度も所々付候事候事
元ハ匡裁ニ考

[Faint bleed-through text from the reverse side]

甲子年

旭守 前年

美道希友 ユースレン

一 是に亞米利加候

一 是に亞米利加候にコレニルツシトモ新コレニルツツセル際年
付交代

佛事西コレニルツシル如是に候事

一 是に亞米利加候にコレニルツシトモ新コレニルツツセル際年
付交代

一 是に亞米利加候にコレニルツシトモ新コレニルツツセル際年
付交代

一 是に亞米利加候にコレニルツシトモ新コレニルツツセル際年
付交代

一 是に亞米利加候にコレニルツシトモ新コレニルツツセル際年
付交代

一 支那史の序文に於て、歐羅巴、亞細亞の地を、海を以て分ち、

一月の経て、地を海を以て分ち、

一 三月の経て、地を海を以て分ち、

一 新使節の來りて、其の地を數年、抑留せしむる事あり、

一 此の海を、地を以て分ち、其の中、華軍軍艦防衛し、

一 其の地を、海を以て分ち、

一 其の地を、神を以て分ち、其の地を、神を以て分ち、

一 其の地を、神を以て分ち、

一 其の地を、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

一 其の地を、抑留せしむる事あり、

三行分待法... 困入山

不... 而退教

此... 難... 多... 存... 務... 等... 之... 其... 席... 之... 付... 大... 師... 者... 也... 子

其... ハ... リ... ヲ... ハ... ナ... ヲ... 金... 名... 匠... 尚... 陸... 公... 美... 名... 尚... 能... 多... 但... 却... 執... 之... 子

其... 神... 宗... 師... 公... 之... 也... 子

關東有恙之者迴書之字

墨... 入... 陸... 以... 年... 深... 之... 愜

敵... 慮

伊勢神宮... 有... 始... 執... 社... 奉... 幣... 等... 厚... 之... 以... 立... 拜... 堂... 改... 五... 年

春... 八... 畏... 之... 十... 七... 日... 之... 間... 石... 清... 水... 等... 以... 為... 難

以... 相... 祈... 以... 好... 時... 未... 卒... 之... 京... 師... 關... 東... 之... 奸... 臣... 之... 為... 不... 誅... 患... 之... 也

之... 法... 方... 之... 以... 坐... 閉... 法... 獲... 飾... 法... 德... 之... 善... 之... 大... 夏... 事... 之... 及... 以... 丈... 也

而... 多... 以... 以... 終... 開... 關... 以... 東... 之... 例... 也

雖... 宮... 孫... 以... 緣... 德... 也... 下... 向... 之... 子... 也... 子

敵... 者... 之... 執... 一... 之... 之... 有... 建... 之... 事... 之... 依... 之... 今... 年... 少... 限... 之... 年... 之... 也

法... 之... 礼... 之... 子... 新... 帝... 宗... 之... 也... 子

Vertical columns of handwritten Japanese text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

大坂屋原浪士一角名

中山屋原浪士

田中内介
日向端

近前 高野内介

肥前 中 三斗

江井内介

荒岩内介

系 延支

大坂屋原

鶴岡内介

中坂屋原

大坂屋原

高野内介

高野内介

高野内介

高野内介

高野内介

高野内介

高野内介

高野内介

高野内介

廿九
人
元
廿九

田部作 <small>除考功 三十九支</small>	前部方 <small>三十一支</small>	元部 <small>除考功 三十一支</small>
田部 <small>除考功 三十九支</small>	新部 <small>三十一支</small>	若部 <small>三十一支</small>
子部 <small>三十一支</small>	堀部 <small>三十一支</small>	彦部 <small>三十一支</small>
友部 <small>三十一支</small>	井上 <small>三十一支</small>	樋部 <small>三十一支</small>
安部 <small>三十一支</small>	森玉 <small>三十一支</small>	樋口 <small>三十一支</small>
仁部 <small>三十一支</small>	志部 <small>三十一支</small>	志部 <small>三十一支</small>
志部 <small>三十一支</small>	志部 <small>三十一支</small>	志部 <small>三十一支</small>

其日届以文。
 抄考功三十九支
 元部三十一支
 新部三十一支
 若部三十一支
 子部三十一支
 友部三十一支
 安部三十一支
 仁部三十一支
 志部三十一支

甲日

抄考功三十九支

其日届以文。
 抄考功三十九支
 元部三十一支
 新部三十一支
 若部三十一支
 子部三十一支
 友部三十一支
 安部三十一支
 仁部三十一支
 志部三十一支

車名は此処に至るに於ては其の儀は此の如く候に事畢成し況
哉明皇は此の如く奉對

天朝動干戈の事は其の儀は此の如く候に事畢成し況
と名と名も人心に固き事決り其の如く候に事畢成し況

聖地動干戈也

宸襟少者於其し者不和司代役者効し限り者若も一國し
力を若しし者勿論此の如く候に事畢成し況
行石 此の如く候に事畢成し況
了り先令し 此の如く候に事畢成し況
其決り事之し者勿論此の如く候に事畢成し況

此の如く候に事畢成し況

甲子日

忠義

一層務一位及

切地大御之儀

別儀は此の如く候に事畢成し況
入見奉る尤も此の如く候に事畢成し況
中上小名は此の如く候に事畢成し況
向先之武也者此の如く候に事畢成し況
此の如く候に事畢成し況
同之儀被奉る候に事畢成し況

四日

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]

戊申月廿三日

一、*[Faint handwritten text]*
二、*[Faint handwritten text]*
三、*[Faint handwritten text]*
四、*[Faint handwritten text]*
五、*[Faint handwritten text]*
六、*[Faint handwritten text]*
七、*[Faint handwritten text]*
八、*[Faint handwritten text]*
九、*[Faint handwritten text]*
十、*[Faint handwritten text]*
十一、*[Faint handwritten text]*
十二、*[Faint handwritten text]*
十三、*[Faint handwritten text]*
十四、*[Faint handwritten text]*
十五、*[Faint handwritten text]*
十六、*[Faint handwritten text]*
十七、*[Faint handwritten text]*
十八、*[Faint handwritten text]*
十九、*[Faint handwritten text]*
二十、*[Faint handwritten text]*
二十一、*[Faint handwritten text]*
二十二、*[Faint handwritten text]*
二十三、*[Faint handwritten text]*
二十四、*[Faint handwritten text]*
二十五、*[Faint handwritten text]*
二十六、*[Faint handwritten text]*
二十七、*[Faint handwritten text]*
二十八、*[Faint handwritten text]*
二十九、*[Faint handwritten text]*
三十、*[Faint handwritten text]*

六鬼神し振威風三畏怖し七つて中者七をいふ

一苗十二七の此多都府故一苗と上多事いふ

一軍用し七十三多府とすしは物言し札し付て抗ハ後分

少用或ハ後分軍用とすさしし札を下ヶ中ハ也然分

数多く年々中ハ

一苗十七の比倍奉るは戸表、之世大和守は召し早打上向

とハし得る中ハ内入人ノ召とハし中ハ

一禁裏も七薩分中ハ元正尤も召取即ち江戸表、向ハ申

年々十ヶ年ハ内入召取打拂ハ中ハ多し

此ハ薩分ハ多し中ハ地佐を中ハ處ニ 勅命召し中ハ

一薩分ハ其東洞院通リ 錦少路下ル七ヶ年毎ハ之物ハ

一 宗廟其田ニ假少分を立主國ニ興ニ叔打之奉

事ニ 宗元事ニ任セ汝祀然若古或ハ力をぬくハ改中ハ

一 薩分ハ中ハ其ハ宗廟上分ニ此ハ心以運セ此分ハ其ハ國

東ニ一味也大改ハ後分ハ石居ニ在ルハ其ハ福ハ子ハ

七細分ハ中ハ少分ハ此

禁裏ハ、其勅ハ此ハ此ハ此ハ中ハ此ハ此ハ

此ハ此ハ此ハ此ハ 宗廟上向ハ其分ハ此ハ此ハ

國東ハ此ハ此ハ此ハ此ハ 向テ中ハ此ハ此ハ

一 多都之治也ハ此ハ此ハ此ハ此ハ 是ハ此ハ此ハ此ハ

此ハ 勅命召し運召し此ハ此ハ此ハ

一 今此ハ此ハ此ハ此ハ 大将ハ是ハ此ハ此ハ此ハ

二藩殊親來奉事且山陽南海西國之忠士既蜂起密奏
云幕吏奸後日多正議奪地而茂 王家睦美戎物貨盛和
國用之耗万民困弊之極殆至受夷戎之管轄不日而可知也
矣冀奉旌旗奉 密旨雲於函嶺誅幕府之共吏或曰為除
太平後潤游惰之弊誅京師之共徒又曰不顧幕府下攘夷
之令於五畿七道之諸藩如其眾議昇平必于忠誠憂國之
至情事甚微然使喻薩長之輩鎮壓其他召幕吏吏久
世大和守往復歷日未告唯諾而先行昨臆所喻之大叔夫大樹
福弱何失之有但幕吏因循安撫偷失術如是則國家欲覆
可立而待 朕日憂懼焉所謂偷一日之安忘百年之患聖

賢之遺訓可鑑矣當內修文德外備武衛斷然建攘夷之功
於是斟酌眾議執守中道欲使德川與祖先之功業張天下
之紀綱因策三事

其一曰欲令大樹舉大名上洛該治國家攘夷之志
祖神之震怒下從義臣之情總庶萬民和育之基比天下
於泰山之安

其二曰依豐太閤之典故使沿海之大藩五國稱五大元為
沿米國政防禦夷戎之處置則環海之武備堅固確然必
有捍攘夷戎之功
其三曰令一橋刑部卿援大樹越前之中將任大老職

輔佐幕府内外之政當不受左祖之辱如萬人之望恐不
違

朕意決于秋三事是故下使於關東蓋欲使幕府選三事
中之一以行也是以周詢群臣以之無忌憚各務決心丹宣
奏謹言

西八戌青

天子公方之是也

由之ケテ

勅使古多

夫聖人非ルリ内安ケル外患アリト方今二百有餘年全平
慣以內遊惰流外武ヲ忘ル甲冑朽腐以干戈腐鋪入卒然夷狄
ノ患起テ不能應之終ニ癸丑甲寅ノ年ヨリ有司益駕御ノ術ヲ失シ事
模後多シ是ヲ以テ戎虜不知所恐懼求徵兵屢食條約ヲ定メ同市ヲ
通シ事ヲ請フ幕府因循不能拒其請以旗下一小吏奏聽セリ
朕知其誣調存之翌巳年二月幕府以老吏掘田備中守及二三小吏
登京事情ノ陳ル切請不止朕熟察在否夷狄之難不也近年如ク
甚ハ未有之也若一旦親押之膾流穢漲神州陸沉朕カ世ニ至テ初
テ金凱ヲ缺ハ何以先皇在天之靈謝シテ深謀遠慮以群臣咨
詢ルニ皆不可在テ自又列藩内密忠言者不少乃幕府

命シ天下ノ大名ニ命シ務テ時宜ク厚クシム。然ルニ幕府命ヲ抗シ
肯テ之ヲ天下ニ示傳ス。朕深ク憂慮シ未ク處スルコト不有。於是
群臣ハ十八人會テ下メ奏伏シ以テ朕ノ意ヲ對ス。又或曰朕若幕
府ノ請ハ不從ハ必兼久元弘ノ事ヲ爲シト然レバ朕何ソノ一身ノ事ヲ
以テ祖宗ノ天下ニ易シヤト。卒ニ重テ命シテ前令ヲ以シ。次テ幕府使
ヲ返ラシム。又使ヲ召シ幣ヲ以テ社ニ奉シ。我唐國傳ヲ汚スコト人氏
具生ヲ安ロシテ祈請ス度幾ハ弘安ノ先蹤ヲ繼ント。豈ニ圖シヤ旬
日ノ間。幕府使朕命ヲ不用。遂ニ降約ヲ定メ通商ヲ許ス。片紙ヲ以テ奏
曰。時勢不得已事也ト朕辱ニ具侮護非礼ヲ怒テ雖片未遂ニ之讓
責員ハニ幕府使ノ使ハ人使シテ其子細ヲ得ルコト也。然レバ
水越具餘ニ三ノ名藩臣ヲ罷居セシメ又嘗テ命ヲ不奉。次前將
軍進死セリ。又忠言在者有曰嗣子知君將軍ニ任スルコト。暫且爲
ストコロヲ見テ而後任之コト也。然レバ直ニ其職ニ任シ其ヲ以テ其職ヲ
盡シシメトス。然ルニ將軍知君有司柔情。朕意ヲ移テ了ラ不知。皆
テ攘夷ノ念ナク却テ之ヲ親昵シ刺ハ正議ノ士ヲ排斥ス。朕具ニ片家
三卿ヲ召セ共ニ茶。刺ハ正議ノ名藩臣ヲ退隱。或ハ禁錮セシメ其積
弊ノ餘激ヲ變テ生シ外夷具虛ニ乘リテテ憂患シ。特命ニ幕府
水府ニ下シ天下之大小名同心戮力幕府ヲ補助シ。内奸吏ヲ除キ諸
藩勤王ノ心慰シ。外賊虜ヲ攘シ。各國類皆前ノ念ヲ絶ヒシメントス。
然レニ皆朕ノ意ヲ射シ其命ヲ海内ニ示傳シ天下一心戮力徳川

補佐之外天征殄ノ議ヲ不興。却テ公成不和。維烈釀之。朕深ク
之ヲ憂フ。其間事之紛々盡ク言ヘキヲ難シ。然レモ其一二ヲ言シニ
人々以為ラク幕府如此衰弱不振。我狄如此猖獗不懲。然則
外患何ノ時止。神劍ノ正氣何時回復。人民何時生ヲ安セ。是
直家傑英雄ノ將ニラス。ハ治ルヲ不能。三家ノ中一橋ハ其英雄
ナラ。以テ之ヲメ具職ニ當ラシメ。寧ニク大事ヲ成就セント。是
以草莽有志ノ士周旋。奔馳カレ。モリヤ。又問。好猶其
意ヲ快ウセントスルモノアリ。事多朕意ノ如クイラス。不曰
ニ。問部下終身盡忠。幕府命ヲ以テ天下ノ事ヲ論スル者
一。中ニ傳。取。レ。ル。之。ハ。下。レ。ル。人。臣。各。其。節。也。云。云。

正義ノ士是ニ在リ。盡ク。下。レ。ル。守。幕。議。ヲ。白。メ。曰。條。約。押。印。メ
事。ハ。先。役。備。中。守。ノ。所。為。ニ。テ。當。役。ノ。知。ル。処。ニ。非。ス。而。今。條。約
ヲ。送。シ。通。而。止。ル。中。ハ。外。國。ニ。不。信。シ。傳。ハ。彼。カ。怒。リ。激。シ
異。變。不。測。ニ。生。セ。シ。環。海。戒。備。末。タ。充。實。セ。ス。且。大。好。办。
在。リ。若。外。患。起。ラ。ハ。内。憂。之。兼。セ。シ。然。ラ。ハ。忽。チ。天。下。土。崩。瓦
解。如。何。ン。凡。為。ハ。カ。ラ。サ。ル。ニ。至。ル。一。シ。希。ハ。幕。府。ノ。申。ス。処。ニ
從。テ。姑。ク。天。下。時。勢。ヲ。覽。セ。ン。一。シ。必。ズ。不。任。事。ニ。テ。我。幕。府
掃。能。シ。神。武。ノ。正。氣。ニ。回復。セ。シ。ト。是。以。朕。不。得。止。事。任。テ。其
請。ニ。任。セ。以。テ。天。下。ノ。事。孰。カ。見。ル。其。后。康。享。三。月。三。日。水。府
浪。士。手。子。掃。部。頭。ヲ。刺。テ。アリ。其。所。為。ハ。亂。暴。ニ。似。タ。リ。ト。云。云。其

所懐中ノ狀言フ視テ其意ヲ奉カレハ深ク外夷ノ跋扈ヲ憤
怒シ幕府ノ失職ヲ死シ以テ謀ルニアリ。是レ朕カ嘗テヨリ
所憂ヘ。又其末年皇使ヲ刺シ又東照寺ノ件々皆其意
斯ニ基ツケリ。其外夷ノ陸澤ナル對及ノ事ニテ國相増ノ事
兵庫ヨリ陸行江府ニ到ノ事。海峯測量。殿山ヲ借與ノ事等
朕一々幕府、其然ラサルヲ責レテ。幕吏奏曰。是皆一時ノ
權宜ニシテ浪花間高足御案ナリト。又奏請曰。外夷ヲ掃蕩スル
ニ天下方我心ニアラスレハ為シ難シ故ニ和宮ヲ以テ將厚ニ尚ニ
以テ公武一和シ天下ニ表シ。而後我唐勳節ニ可及ク。不然
ハ公武ノ間ヲ隔絶セシトスルノ行賊アラス。外夷拒絶ニ及ビ難シト
朕念フニ先帝遺教ノ妹ヲ以テ百有餘年ノ外ニ嫁シ。而モ古未亦
嘗有ノ武臣ニ高トシテ。朕カ意莫ク思ハレシナリ。然ルニ幕吏切
口外ノ事情ヲ陳謝シ朕カ憐ヲ請テ不共。朕カ意不忍ト函に
祖宗ノ天下ノ事ニ代ヘララシト。意ヲ決シテ其請ヲ許シ。十年
ヲ不出必然外表攘除ノ事ヲ命ジ。且海内大小名ニ朕カ意ヲ
傳ホシ武備充實ヒシトス。幕吏庫器奏狀シ朕カ命ヲ
聽リ故ニ去冬和宮入城ノ事ニ及一ノ然ルニ今春ニ至リ幕吏
事藤野島ヲ浪士ノ為ニ刺サシ。是等皆掃部頭ヲ刺セシ
者ト同意ノ者ニシテ如是輩ハ死シ視ルノ歸スルハ如ク實ニ
帝直家ノ士人。嗚呼此輩ヲメタシク其憤懣ナル所ヲ何シテ

論スニ丁寧誠實ノ言ヲ以テノ暫ク其常氣ヲ儲ヘシヲ他日
非常ノ変ニ用テ其ヲシテ先鋒ヲラシメハ堅ク衝キ競ツ推スルニ兼
何ノ難キヲカアラシヤ。誠ニ愛ムルキノ上ニ是レ帝存意ヲ斯ニ不着
日夜猶其辭意ヲ探リ索ルニシテ是レ惟ニ怒リ天下ニ悔ムテ事ニ
於テ益ナリ其本ニ及ラシテ只ニ威カクテ以テ制セントセ。是ヲ捕ルレハ
又斯ニ生シテ天下ノ変止ムナリ然レテ大變ヲ激生スルニ至ラシ是レ
朕カ深ク憂慮スル所ナリ。聞ク翌十六日將軍并座ノ事アリ
右日前日ノ変ヲ以テ并座ノ事ヲ延引セント詔ナリ然レニ將
軍嘗テ并座ノ事ヲ不廢シテ敢テ行ハリト。朕其ハ實量ヲ愛シ
因テ思フ所ニ申シルハ未ダ九門ノ外ニ兵ハ置カズ又關白御座ニ
兵士ヲ遣テ或參朝ニ密ニ武士ヲ具シテ川帝ニ備フト是等朕カ深ク
慚息スル所ナリ因テ又思フニ往年ニ社ニ奉幣セシ以テ神カスル
汚穢ヲ洒掃セン事ヲ朝夕禱請ノ不急又法皇至今猶之ヲ行フ所
クハ以テ前ノ志願シ今ノ之ヲ終ント去年ニテ改メ天下ト兵ニ更始ス
公王既ニ高シク武實ニ一知スル時ニ造レテ既往ハ咎奇ル教ニ由リ天下
ニ大赦シテ三大臣ノ齒閉テ免シ列藩臣ノ鞏固ヲ赦シ有志ノ士ノ連
坐セル者ヲ放シテテテ、速ニ告祭行以テ此等ヲ行ハシメヨ。是レ朕所
深慮ス而依天下心ヲ合マカシメシ十年内ヲ限リ武備充實セシメ
斯レトナレ夫席ニ論スニ利害ヲ以テ一知ニ之ヲ謝絶シ不飛ハ連
唐懲之師ヲ舉テ海内全カラスヲ入テハ守リ出テハ制メハ臣等

於彼之流至子諸如少中物多其業出於一國至
其獲物於其種下少一多又得必其好一也其子孫
如環以中其好也其好也其好也其好也其好也其好也
中一收粒厚相及事一其好也其好也其好也其好也
其好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也
其好也

大等之好也其好也其好也其好也其好也其好也
一其好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也
其好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也
其好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也
其好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也
其好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也

河内國上之好也其好也其好也其好也其好也其好也

此處之實不天神地以之警誠也唯事一其好也其好也其好也

上之好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也

永く上之好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也

給ふ不其好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也

給ふ神其好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也

一其好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也

陰其好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也

初切と奏一其好也其好也其好也其好也其好也其好也其好也

此は其の改革に後して四國初の改革者也（元）引成りて遂に其の勝を

次第に其の柄に此の如き多量に四國（振）の國家に於て其の真の勝を向

改む十年と出づるに此の如き一か成りて此の如き遂に其の如き

表亦く此の改革に他内外移るに福優涌出（此時）一と云ふは其の如き

方ん此仕向て其の如きも忠永く此居所ともしうと其の如き則徴

此の如き最早人事の如き此の如き此の如き此の如き此の如き

斗に此の如き第一の忠孝ありて其の如き附せられ 上海の如き

其の如き後して其の如き一是則天地神以て冥る其の如き

此の如き此の如き此の如き此の如き此の如き此の如き

攘夷の如き一は攘夷を先年米國の船將ニモトルル下田の如き

彼亦く其の如き毎に其の如き其の如き及ん此の如き古今く其の如き

其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き

償金を一其の如き社其の如き彼一國を其の如き其の如き其の如き

目く其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き

其の如き唯其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き

薩州の如き其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き

其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き

其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き其の如き

勅令 旨令もど六連六七ヶ國と申すは波ノ敵を八面より引渡
無謀ノ闘争を起し俄に勝算を得我々も其の望甚しからざる
最前米来法事ノ良 水戸前中御云殿趣向ノ先一ヶ國
おの組の積志も今度薩州ノ俄に英来不承ノ件ノ嚴密差込
飽し戦ひりし戦争中各港交易も止りし必無儀付衆者
拒絶ノ姿も其恨を英来ノ醜ノ一に振るる事居りし戦争中
外如何程ノ多岐も其附り右に 公武一和ノ趣意も
お立 公武威と外事ノ示一萬端也一事ノうき海ノうき
美々此度薩州ノ事件も名実共に此座ハ二夜ノ良操令
奉存以上

但此則長州ノ一條此座ハ付るも誤判助少ノ事存
俄にのちのち此座ハ及此我々佛米お引合ニ英来不
儀り此助も素より此座殊に彼も此多金も此大難
事跡ハ程程故薩海ノ事也リ此座も亦此説諭等此
一向承伏不仕強入津波一糸暴ノ所業及此
大事と引出一薩州表死々一人負焼失一箇所共おツ

英々本國政府ハ古々毎々償金と早々上納の故々最々
作成右々争論ハ其端々因原方仕々も一々然々も亦存

時勢開目

尊王 攘夷

学王 開國

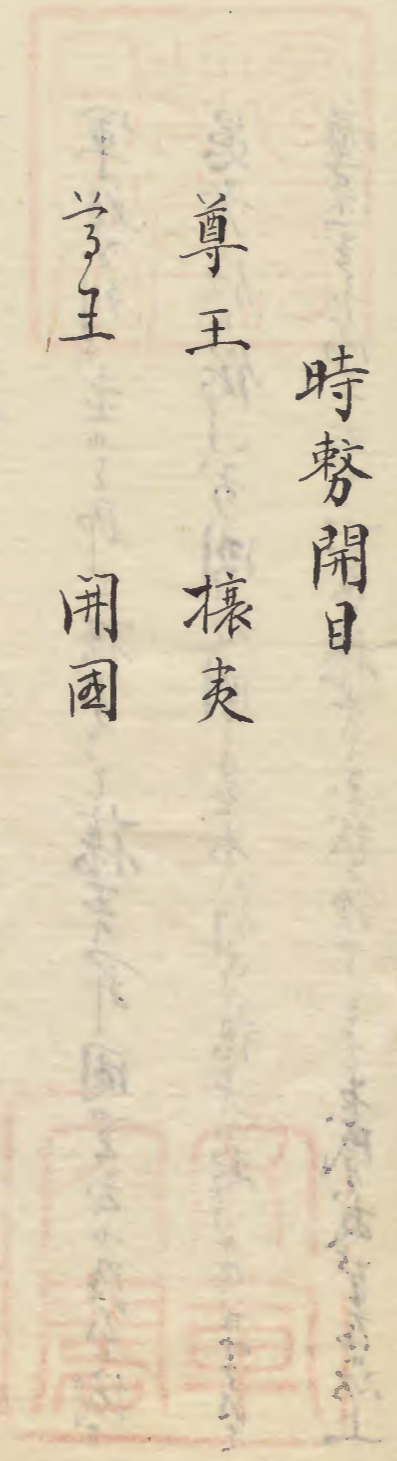
鎖國 攘夷

開國 和親

攘夷 開國

開國 攘夷

右六條ハ古今々論目々大抵事々海々々々庶初所々其本



因船長等之表に波集み米夫下田表に波見と云はるる等三條
 議論全國一様此處に夫が等一才四才次才轉遷仕後來
 何と云ふ條に波附り下田に輕斗此處に波見等竟に交易極
 極克く互換し并因り一物同體者之り此等既米等
 所方と管見仕りし日本見の交易を仕り即ち并に波見



軍艦と列し並に即ち標表し標表并因り
 愚考は併しお因建國の基本は何れも標表に起りし
 歷來と云ふ論是非を一に標表し玉を録しりて其成り後等

